

美容業に関する標準営業約款規程集

(2019 年 2 月改訂)

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

目 次

美容業に関する標準営業約款	1
美容施術処理基準	3
美容所事故賠償基準	5
賠償責任保険普通保険約款	1 2
施設所有管理者特別約款	1 8
生産物特別約款	1 9
生産物特別約款追加特約条項	1 9
保管者特別約款	2 1
標準営業約款登録店標識	2 3
標準営業約款登録業務に係る実施基準	2 4
美容業に関する標準営業約款の登録業務に係る実施基準細則	2 7
標準営業約款登録申請書（新規登録用）	2 8
美容業に関する標準営業約款チェックシート	2 9
標準営業約款登録変更届出書	3 0
標準営業約款営業廃止届出書	3 1
登録店マニュアル	3 2

美容業に関する標準営業約款

(目的)

第1条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。

4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1) 施術内容及び料金の表示に関する事項

① 営業者は、利用者が安心して利用するため、営業施設において提供する施術内容及び料金を表示するとともに、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を明示するものとする。

② 営業者は、店頭販売品（店販品）について全てその価格を表示するものとする。

(2) 美容師の表示に関する事項

① 営業者は、利用者の希望に対応するため、施術する美容師について以下の事項を表示するものとする。

1) 必須事項

ア 氏名

イ 指名料（ある場合に限る。）

2) 努力義務事項

ア 美容師の写真

イ 当該美容師による仕上り例

ウ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴

② 営業者は、前①の表示を行うとともに施術する美容師について、名札等によりそれぞれの美容師の氏名が分かるよう配慮するものとする。

(3) 衛生水準の確保に関する事項

営業者は、営業施設の衛生水準の確保のため、定期的に行政機関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講するとともに、受講した旨を表示するものとする。

(4) 地域社会に対する取り組みに関する事項

営業者は、顧客満足度をより高めるため、地域社会のために次の事項について積極的に取り組むものとし、取り組んでいる事項について表示するものとする。

- ア 店舗のバリアフリー化の推進（段差の解消等）
- イ 来店が困難な利用者の送迎
- ウ 来店が困難な利用者の訪問美容サービス
- エ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得
- オ 障がいのある方への対応（車椅子対応・視覚・聴覚・発達障がい等への対応）
- カ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等）
- キ 外国人対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフの配置等）
- ク 地域活動への参加（組合活動・商店街活動への参加、職業体験、こども 110 番等への協力等）

- 2 営業者は、前項の事項を遵守するほか、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める美容施術処理基準を遵守するものとする。

（損害賠償の実施の確保に関する事項）

第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。

- 2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。
- 3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

（標識等の掲示）

第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
- 3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示する物とする。
- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

美容施術処理基準

1 受付

持ち物、コート等を預かり保管する。ただし、貴重品はこの限りではない。

2 カルテの作成

- (1) カルテに氏名、住所、日付、温湿度等及び第3項の毛質・頭皮等の状態を記載すること。
- (2) 施術後、カルテに施術結果その他必要事項を記載すること。

3 毛質・頭皮検査等

各施術を行うに当たっては、作業前に吸水毛、撥水毛、硬毛、軟毛等の毛髪の種類、毛髪・頭皮損傷の有無等の必要事項の検査並びに体質、体調及びパーマネント・ウェーブ、染毛脱色の前歴等の必要事項の聴取を行うこと。

4 施術の際の留意事項

作業を行うに当たっては、使用用剤が顧客の身体又は衣服に付着して事故を起こさないよう十分な注意を払うこと。

5 衛生管理

- (1) 管理美容師は、毎日従業員の伝染性疾病のり患の有無について確認すること。
- (2) 管理美容師又は美容師は、毎日、美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- (3) 作業場内は、採光、照明及び換気を十分にし、適温、適湿に保持すること。とくに炭酸ガス濃度は、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省局長通知）に規定する値以下であること。
- (4) 作業中、従業員は、清潔な外衣（汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- (5) 従業員は、常につめを短く切り、顧客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (6) 皮膚に接する器具類は、顧客1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、顧客1人ごとに取り替えること。
- (8) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (9) 顧客用のクロス、ケープ類等は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、顧客 1 人ごとに清掃すること。
- (12) 皮膚疾患のある顧客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- (13) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、使用説明書をよく読み、安全衛生に十分留意して適正に使用すること。
- (14) その他美容師法施行規則（昭和 32 年 11 月 5 日厚生省令第 43 号）及び都道府県美容師法施行規則に規定する事項を遵守すること。

6 施術の仕上がり

仕上がったヘア・スタイル等を顧客に見せること。

7 従業者の健康診断

従業者には、1 年 1 回の健康診断を必ず受けさせること。

美 容 所 事 故 賠 償 基 準

(目 的)

第 1 条 この賠償基準は、営業者が美容所における職務上相当な注意を怠ったことに基づき、利用者等の身体に障害又は財物に損害を与えたことによって、当該利用者等に法律上の損害賠償責任を負うべき場合の合理的基準を設定し、公平かつ効率的にトラブルを解決するとともに、利用者等の簡易迅速な救済をはかることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この賠償基準において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) 「営業者」とは、美容業に関する標準営業約款第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- (2) 「美容所」とは、美容業に関する標準営業約款第 2 条第 2 項に規定するものをいう。
- (3) 「賠償額」とは、利用者等が美容所における美容施術等の業務の遂行、施設又は設備のかしにより身体若しくは財物に受けた損害又は利用者が美容所に預けておいた財物が紛失、き損又は盗取されたことにより受けた損害に対する賠償金をいう。
- (4) 「平均使用年数」とは、一般消費者が物品を購入した時からその使用を止める時までの別表 1 に定める平均的な期間をいう。
- (5) 「残価割合」とは、物品についての客の使用期間による物品の価値の低下を考慮して、賠償額を調整するための基準であって、別表 2 に定める物品の最初に購入した価額に対するパーセンテージをもって表示された割合をいう。

(損害賠償の対象)

第 3 条 美容所において発生した次の各号に掲げる事故について、営業者が被害者に対して補償する。

- (1) 美容施術等の業務の遂行に起因する事故

薬液や器具又は設備の使用に際して、利用者の身体又は衣服や財物に損害を与えた場合

- (2) 施設又は設備のかしに起因する事故

美容所の施設又は設備の設置上のかしにより、利用者等の身体又は財物に損害を与えた場合

(3) 保管物の管理に起因する事故

利用者から預かったメガネ、傘、コート、携帯品等の財物の紛失、き損又は盗取により損害を与えた場合

(賠償額の算定)

第 4 条 賠償額の算定は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。

(1) 身体に対する事故賠償額

ア 治療関係費

被害者が治療のために要した費用（入院費、薬代、通院交通費、付添人の費用等を含む。）で必要かつ妥当な実費

イ 休業損害

被害者が傷害の治療のために休業し、収入減があった場合の現実の収入減少額

ウ 逸失利益

被害者が、後遺障害又は死亡により生じた将来に得べかりし利益額

エ 慰謝料

後遺障害、死亡又は傷害により生じた精神的損害で、社会通念上妥当な額

(2) 財物に対する事故賠償額

次の方式により算定した被害財物の事故発生時における時価額

$$\text{時価額} = \text{被害財物を最初に購入した価格} \times \left[\begin{array}{l} \text{別表 1 に定める被害財物の平均使用年数及び購入時から事故発生時までの経過月数に対応して別表 2 に定める残価割合} \end{array} \right]$$

ただし、被害財物が補修可能な場合は、その補修費（衣服のクリーニング費用を含む。）とする。

別表1

商品別平均使用年数

分類	商品区分					商品例	使用年数
	品目	No.	品種	用途	素材		
繊維製品 洋装製品	背広	1		夏物	絹・毛		3
	スーツ	2		〃	その他		2
	ワンピース類	3		合冬物			4
	ジャケット	4		夏物			2
	ブレザー	5		合冬物	獣毛高率混		3
	ジャンパー	6		〃	その他		4
	スラックス類	7		夏物		替ズボン、スラックス、ジーパン	2
		8		合冬物		パンタロン、カジュアルパンツ等	4
	スカート	9		夏物		タイトスカート、フレアスカート、	2
		10		合冬物		キュロット、プリーツスカート、ジャンパースカート等	3
	礼 服	11	礼 服			モーニング、タキシード、えんぴ服、シマズボン等	10
		12	略 礼 服				5
	ド レ ス 類	13				イブニング、アフタヌーン、カクテル、ウェディングドレス等	5
	コ ー ト	14			獣毛高率混	オーバーコート、半コート、レインコ	3
		15			そ の 他	ート、ダスターコート、ポンチョ、ライナー等	4
	スポーツウェア	16				トレーニングウェア、スポーツ用ユニフォーム、水着、剣道着、柔道着、スキーウェア、ゴルフウェア、スポーツシャツ、レインウェア、ウィンドブレーカー等	2
	室 内 着	17			毛	ラウンジウェア、ナイトガウン、キル	5
		18			そ の 他	ティング、バスローブ等	2
	制 服	19	作 業 衣			白衣、看護衣、理美容衣、作業衣等	1
		20	事 務 服				2
		21	学 生 服			学生服、セーラー服等	3
	セ ー タ ー 類	22			獣毛高率混	セーター、カーディガン、ベスト等	2
		23			そ の 他		3
	シ ャ ツ 類	24				Tシャツ、ポロシャツ	2
	ワイシャツ類	25			絹・毛	ワイシャツ、カッターシャツ	3
		26			そ の 他		2
	ブ ラ ウ ス	27					3
	下 着 類	28	ファンデーション 及 ランジェリー				2
		29	防寒下着		毛メリヤス		3
		30	肌 着		絹		2
		31	〃		そ の 他		1

分類	商 品 区 分					商 品 例	使用 年数
	品 目	No.	品 種	用 途	素 材		
織 維 製 品	和 装 品	礼 服	32		絹	打掛，留袖，振袖，喪服，男紋服，紋	15
		礼 装 品	33		そ の 他	付羽織，はかま，帯（丸帯・袋帯）等	10
		外 出 着	34		絹	訪問着，（付下げ・色無地・小紋・お召），	10
			35		そ の 他	本袖，絵羽織，和装コート，道行，は かま，帯，（名古屋）等	5
		普 段 着	36			普段着（紬・ウール着物・木綿着物），	4
		家 庭 着				茶羽織，帯（半巾帯・つけ帯），室内着， 網羽織等	
		長 じ ゅ ば ん	37				3
		丹 前	38				4
		ゆ か た	39				2
		シ ョ ー ル	40		絹 ・ 毛		5
			41		そ の 他		2
		和 装 肌 着	42			和装用スリップ，帯あげ，帯じめ，羽 織ひも等	2
		小 物					
		足 袋	43				1
	洋 装 品	手 袋	44				1
		ス カ ー フ	45		絹 ・ 毛		3
			46		そ の 他		2
		マ フ ラ ー ス ト ー ル	47		絹 ・ 毛		3
			48		そ の 他		2
		ネ ク タ イ	49				2
		帽 子	50		パナマフェルト		3
			51		そ の 他		1
	乳 幼 児 着	乳 幼 児 着	52	祝 い 着			5
			53	遊 び 着			1
			54	そ の 他			2
	寝 装 品	毛 布	55		毛		5
			56		そ の 他		3
		タオルケット	57				2
		ふ と ん	58	羽毛ふとん			10
			59	羊毛ふとん			10
			60	こたつふとん			3
			61	そ の 他 の ふ と ん		洋ふとん，肌掛ふとん，掛敷ふとん，夏 掛ふとん，キルトケット，座ぶとん等	4
		シ ー ツ	62				2
		か や	63				5
		寝 着	64			ねまき，パジャマ等	2
		カ バ ー 類	65	ふ と ん 類		マットレスカバー，まくらカバー，シー ツ，座ぶとんカバー，こたつカバー等	2
		ベ ッ ド 用 品	66	ベッドスプレッド			3

分類	商 品 区 分					商 品 例	使用 年数
	品 目	No.	品 種	用 途	素 材		
織 維 製 品	寝 装 品	カーテン	67	薄 地		ポリエステルを除く	1
		のれん	68	そ の 他			3
		床 敷 物	69	カーペット		毛	10
			70	〃		そ の 他	5
			71	簡易敷物		三笠織，平織，菊水織等	2
		カバ ー 類	72	レ ー ス		ピアノカバー，いすカバー，シートカバー，テーブルクロス等	5
			73	ししゅう品 そ の 他			2
	その他	幕，のぼり	74				5
		クッション ぬいぐるみ	75				3
	特殊業務用衣類	リース	76			絹 ・ 毛	2
		貸衣装及び 営業用 接客用 舞台衣装	77			そ の 他	1
皮 革 毛 皮 状 製 品	毛皮製品	外衣（裏毛皮 製品を除く）	78	う さ ぎ			2
			79	オポッサム，ラム類，キャット類，ムートン，ホワイットフォックス			5
		シ ョ ー ル ス ト ー ル	80	リンクス，フォックス類，ビーバー，ウィーゼル類，ヌートリア，チンチラ			10
			81	ミンク，セーブル類			20
		インテリア	82	う さ ぎ			2
			83	ム ー ト ン			5
			84	そ の 他			10
		そ の 他	85	う さ ぎ			2
			86	そ の 他			5
	人造毛皮		87	合 成 毛 皮 ハイパイル			2
	皮革製品	外 衣	88	ぶ た 爬 虫 類			3
			89	そ の 他			5
		そ の 他	90	そ の 他			3
	人造皮革	外 衣	91	人 工 皮 革			3
			92	合成皮革（スエードタイプ，レザータイプ）	塩化ビニル コルクレザー		2
			93	合成皮革（スエードタイプ，レザータイプ）	そ の 他		3
			94	コーティング品（透湿性防水加工布，カラーコーティング，パラフィン加工布，オイルクロス等）			2
			95	フロック加工品			2
		そ の 他	96				2

註1．次の素材を使用している商品及び加工をしている商品は、上記の数字に拘らず平均使用年数表は次の年数を上限とする。

イ．3年 アセテート製品、ゴムコーティング製品、ゴム裏張り製品、気泡性ゴム引布製品

ロ．2年 ウレタンフォーム張り製品、接着衣料品（ファブリック・ツー・ファブリック）、エンボス加工品

註2．商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質の近い商品の平均使用年数を適用する。

註3．特殊クリーニング欄において

「和」とは、和服専門のクリーニング処理方法をいう。

「帽」とは、帽子専門のクリーニング処理方法をいう。

「羽」とは、羽ぶとん専門のクリーニング処理方法をいう。

「カ」とは、カーペット専門のクリーニング処理方法をいう。

「毛」とは、毛皮専門のクリーニング処理方法をいう。

「皮」とは、皮革専門のクリーニング処理方法をいう。

註4．商品区分の素材において

「絹・毛」とは、表地に80%以上の絹または毛が使用されているものをいう。

「獣毛高率混」とは、アンゴラなど脱毛しやすい獣毛を60%以上含有するもの（表示のあるものに限る）をいう。

別表 2

商品の使用期間に基づく残価割合表

平均使用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	10 年	15 年	20 年	残価割合
汚損衣服の購入時から事故発生時までの経過月数	1 カ月未 満	2 カ月未 満	3 カ月未 満	4 カ月未 満	5 カ月未 満	10 カ月未 満	15 カ月未 満	20 カ月未 満	98 %
	1～ 2	2～ 4	3～ 6	4～ 8	5～ 10	10～ 20	15～ 30	20～ 40	94 %
	2～ 3	4～ 6	6～ 9	8～12	10～ 15	20～ 30	30～ 45	40～ 60	90 %
	3～ 4	6～ 8	9～12	12～16	15～ 20	30～ 40	45～ 60	60～ 80	86 %
	4～ 5	8～10	12～15	16～20	20～ 25	40～ 50	60～ 75	80～100	82 %
	5～ 6	10～12	15～18	20～24	25～ 30	50～ 60	75～ 90	100～120	78 %
	6～ 7	12～14	18～21	24～28	30～ 35	60～ 70	90～105	120～140	74 %
	7～ 8	14～16	21～24	28～32	35～ 40	70～ 80	105～120	140～160	70 %
	8～ 9	16～18	24～27	32～36	40～ 45	80～ 90	120～135	160～180	66 %
	9～10	18～20	27～30	36～40	45～ 50	90～100	135～150	180～200	63 %
	10～11	20～22	30～33	40～44	50～ 55	100～110	150～165	200～220	60 %
	11～12	22～24	33～36	44～48	55～ 60	110～120	165～180	220～240	57 %
	12～18	24～36	36～54	48～72	60～ 90	120～180	180～270	240～360	54 %
	18～24	36～48	54～72	72～96	90～120	180～240	270～360	360～480	52 %
	24～	48～	72～	96～	120～	240～	360～	480～	50 %

賠償責任保険普通保険約款

(当会社のてん補責任)

第 1 条 当社は、偶発的な事故（以下「事故」という。）による他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含む。以下同じ。）または他人の財物の滅失・き損もしくは汚損（以下「損壊」という。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害を、普通保険約款および特別約款の条項にしたがって、てん補する責めに任ずる。

(てん補する損害の範囲)

第 2 条 当社が第 1 条の規定によりてん補する損害は、下記各号にかぎる。

- (1) 被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金（賠償金の支払いにより代位取得するものがあるときは、その価額を控除したもの。）
- (2) 第 1 4 条第 1 項に規定する損害の防止軽減に必要な費用
- (3) 第 1 4 条第 2 項に規定する訴訟、仲裁、和解または調停について、当社の承認を得て支出した費用
- (4) 第 1 5 条第 1 項に規定する協力に必要な費用

2 前項各号に規定する損害のうち第 1 号および第 2 号については、1 回の事故により発生した両損害の合計額が保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過分を保険金額の範囲内でてん補する責めに任ずる。

3 第 1 項に規定する損害のうち、第 3 号については、その全額をてん補する責めに任ずる。ただし、第 1 項第 1 号、第 2 号および第 4 号の各損害の合計額が、保険金額を超える場合は、保険金額の前記損害の合計額に対する割合によって、てん補する責めに任ずる。

4 第 1 項に規定する損害のうち第 4 号については、その全額をてん補する責めに任ずる。

(当会社のてん補しない損害)

第 3 条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の法律上の損害賠償責任が下記各号の事由に起因する場合、これによって生じた損害をてん補する責めに任じない。

- (1) 保険契約者・被保険者またはこれらの者の代理人の故意

(2) 戦争（宣戦の有無を問わない）・変乱・暴動・労働争議・政治的または社会的騒じょう

(3) 地震・噴火・洪水・津波またはこれらに類似の自然変象

（当会社のてん補しない損害）

第 4 条 当会社は、特約のないかぎり、被保険者が下記各号によりこうむる損害をてん補する責めに任じない。

(1) 被保険者と第三者との間にあらかじめ損害賠償に関し特別なとりきめがあった場合、そのとりきめに基づいて負担する賠償責任

(2) 被保険者が占有・使用・または管理する他人の財物の損壊について負担する賠償責任

(3) 被保険者の同居の親族に対して負担する賠償責任

(4) 保険証券記載の業務に従事中の被保険者の使用人の身体の障害について負担する賠償責任

(5) 直接であると間接であるを問わず、排水または排気（煙を含む。）に起因して負担する賠償責任

（保険期間）

第 5 条 保険期間は、その初日の午後 4 時に始まり、末日の午後 4 時に終わる。

2 保険期間が開始しても保険料（保険料が第 10 条に規定する清算払いの場合は予納保険料）が払込まれない場合、当会社は、その間に生じた損害は、これをてん補する責めに任じない。

（告知義務）

第 6 条 保険契約締結の当時、保険契約者またはその代理人が自己もしくは被保険者（被保険者の代理人を含む。）の故意または重大な過失により、保険契約申込書記載の事項中重要事項について真実を告げずあるいは不実のことを告げた場合、当会社は、損害をてん補する責めに任じない。またいつでも保険契約を解除することができる。

ただし、当会社が保険契約者またはその代理人の文書による訂正の申出を書面によって承認し、または訂正の申出後 30 日以内に契約の解除権を行使しないときは、その後生じた事故によってこうむる損害は、これをてん補する責めに任じ、または解除権は消滅する。

(通知義務)

第 7 条 保険契約者または被保険者は、下記各号の場合遅滞なく書面をもってこれを当会社に通知しなければならない。

(1) この保険契約と重複する保険契約（名称の如何を問わない。以下同じ。）を他の保険者と締結しようとするとき、またはこの保険契約と重複する保険契約が他にあることを知ったとき

(2) 保険証券に記載された事項を変更しようとし、または変更が生じたとき

2 当会社は、前項の通知をうけた場合、危険の著しい増加を認めたときは、所定の割増保険料を追徴し、または保険契約を解除することができる。ただし、この解除権は第 1 項による通知を受領後 30 日以内に行使しなければ消滅する。

3 当会社は、第 1 項各号の事実が発生した時（保険契約者または被保険者がその事実を知らなかったときは、これを知った時）から、第 1 項の通知ないし第 2 項の割増保険料を受領するまでの間に生じた損害は、これをてん補する責めに任じない。

(保険契約解除の効力)

第 8 条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(管理と事故の予防)

第 9 条 保険契約者または被保険者は、常に事故の発生予防に必要な管理と措置を講じなければならない。

2 当会社は、保険期間中いつでも前項の予防措置と管理の状況を調査し、不備の点の改善を保険契約者または被保険者に請求することができる。

3 当会社は、保険契約者または被保険者が正当な理由なく前項の調査または請求に応じない場合、その間に生じた損害をてん補する責めに任じない。またいつでも、保険契約を解除することができる。

(予納保険料の精算)

第 10 条 保険料が入場者数・賃金・売上高または領収高等に対する割合によって定められ、契約当初これらの見積りによる保険料が予納されている場合、保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく保険料の算出に必要な資料を当会社に提出しなければならない。

2 当会社が保険料の算出に必要と認めるときは、保険期間中および保険契約終了

後1年間をかぎり、いつでも保険契約者または被保険者の帳簿および関係書類を閲覧することができる。

- 3 前2項の資料に基づいて算出された保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときはその最低保険料）と既に領収した予納保険料との間に過不足があるときは、当会社は、その差額を追徴または返還して精算する。

（保険料の返還）

第11条 当会社の責めに帰すべき事由による保険契約の無効の場合は保険料の全額を、失効または解除の場合は未経過期間に対し、日割によって計算した保険料を、保険契約者に返還する。

- 2 当会社の責めに帰することのできない事由による保険契約の無効の場合は、当会社の定める最低保険料を、失効または解除の場合は既経過期間に対し、当会社の定める短期料率によって計算した保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときはその最低保険料）を、全保険期間に対する保険料から控除し、その差額を保険契約者に返還する。

- 3 保険料が予納された保険契約の失効または解除の場合は、第10条の規定を準用し、失効または解除の時に保険料を精算する。

ただし、この失効または解除が当会社の責めに帰すべき事由によるときは、最低保険料の定めがないものとする。

（保険契約の無効）

第12条 保険契約締結の当時、下記各号の事実があったときは、保険契約は無効とする。

- (1) 保険契約に関し保険契約者・被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき
- (2) 他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者がその旨を保険契約申込書に記載しなかったとき

（事故の通知）

第13条 保険契約者または被保険者が保険事故もしくは保険事故の原因になると思われる事故の発生を知った時は、遅滞なく事故発生の日時・場所・事故の状況・被害者の住所氏名、およびこれらの事項について証人となる者があるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、書面をもって当会

社に通知しなければならない。

- 2 前項の場合、当会社からその内容について説明または証明を求められたときは、保険契約者または被保険者は遅滞なくこれに応じなければならない。
- 3 保険契約者または被保険者が正当な理由なく前二項の規定に違反したときは、当会社は、その損害をてん補する責めに任じない。

(損害の防止軽減)

第14条 保険契約者または被保険者が前条の事故の発生を知ったときは、損害の防止軽減のため、応急・緊急の措置を講じ、第三者に損害の賠償を請求できる場合は、その権利の保全または行使の手続をとる等必要な一切の手段を講じなければならない。

- 2 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任について訴訟を提起しようとし、もしくは提起され、または仲裁・和解もしくは調停に付そうとするときは、直ちに当会社へ通知し、書面による承認を得なければならない。
- 3 保険契約者または被保険者は、あらかじめ当会社の書面による承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部の承認をしてはならない。
- 4 保険契約または被保険者が、正当な理由なく前三項の規定に違反した場合、当会社へのてん補責任額は下記各号によって決定する。
 - (1) 第1項については、防止軽減が可能であったと認められる損害額を控除する。
 - (2) 第2項については、損害をてん補する責めに任じない。
 - (3) 第3項については、被保険者に損害賠償責任がないと認められる部分を控除する。
- 5 保険事故の原因になると思われる事故が発生し、損害の防止軽減に必要または有益と認められる手段を保険契約者または被保険者が講じた後に賠償責任のないことが判明した場合でも、当会社は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当・護送その他の第1項に規定する応急・緊急の措置に要した費用を、第2条第2項の規定を準用して負担する。

(当会社による賠償請求の解決)

第15条 当会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができる。この場合、被保険者は、当会社のすべての要求に協力しなければならない。

- 2 被保険者が正当な事由なく前項の要求に協力しないときは、当会社は、その損害をてん補する責めに任じない。

(保険金の請求)

第16条 被保険者が保険金を請求しようとするときは、保険金請求書とその損害および損害額を証明する書類を保険証券に添えて、損害額が確定した日から30日以内、または当会社が承認した猶予期間内に当会社に提出しなければならない。

- 2 被保険者が前項の書類中、故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠し、または証拠となる書類を偽造もしくは変造し、または前項の義務に違反したときは、当会社は損害をてん補する責めに任じない。

(保険金の支払)

第17条 当会社は、被保険者が前条第1項の手続を終了した日から30日以内に保険金を支払う。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終了できなかったときは、このかぎりではない。

(判定人および裁定人)

第18条 損害額の決定について、当会社と被保険者との間に争を生じたときは、当事者双方は、書面をもって各1名ずつの公正な判定人を選定し、これをその判定に任せる。もし判定人の間に意見が一致しないときは、判定人双方が選出する1名の裁定人にその裁定を任せる。

- 2 当会社および被保険者は、自己の選定した判定人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、判定に要した共通費用および裁定人の費用（報酬を含む。）は半額ずつ負担する。

(保険金の分担)

第19条 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合に、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害額を超えるときは、他の保険契約が存在しなかった場合において、当会社のてん補すべき額の前記合計額に対する割合によって損害をてん補する責めに任ずる。

(代 位)

第20条 当会社が保険金を支払った損害について、被保険者が第三者からその損害の賠償を受けることができるときは、当会社は、保険金の限度内で被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 被保険者は、保険金の領収と同時に、前項により当会社が取得した権利の行使および保全に必要な一切の関係書類を当会社に提出しなければならない。

(準拠法)

第 2 1 条 この約款に規定していない事項については、日本国の法令に準拠する。

施設所有管理者特別約款

第 1 条 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）第 1 条に規定する「事故」とは、被保険者が所有・使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」という。）または保険証券記載の業務遂行によって生ずる事故をいう。

第 2 条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が下記各号によってこうむる損害を、てん補する責めに任じない。

- (1) 施設の建設・改築・改造・修理等の工事に起因して負担する賠償責任
- (2) 屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨または雪等に起因する財物の損壊に対して負担する賠償責任
- (3) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物、または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因して負担する賠償責任
- (4) 被保険者が所有・使用もしくは管理する航空機・昇降機または自動車に起因して負担する賠償責任
- (5) 被保険者が所有・使用・もしくは管理する車輛（自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除く。）・船または動物が施設外にある間のこれらに起因して負担する賠償責任
- (6) 業務完了後（業務の目的物の引渡しを要求するときは引渡し後）または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して負担する賠償責任（被保険者が業務の行われた場所に機械・装置もしくは資材を放置または遺棄したことに起因する場合を除く。）
- (7) 給排水管・暖冷房装置・冷凍装置・湿度調節装置・消火栓・業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出による財物の損壊に起因して負担する賠償責任

第 3 条 この特別約款に規定していない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用する。

生産物特別約款

第 1 条 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）第 1 条に規定する「事故」は保険期間中に生じた下記各号の事故をいう。

(1) 被保険者によって製造・販売もしくは提供された保険証券記載の財物（以下「生産物」という。）が他人に引渡された後に、その品質・取扱い等に伴って生ずる事故

(2) 被保険者による保険証券記載の作業（以下「作業」という。）が完了（作業の目的物の引渡しを要求するときは引渡し後）し、または放棄された後に、その作業の結果について生ずる事故（被保険者が作業の行われた場所に機械・装置もしくは資材を放置または遺棄したことに起因する場合を除く。）

第 2 条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず被保険者が下記各号によってこうむる損害を、てん補する責めに任じない。

(1) 生産物または作業の目的物自体の損壊に対して負担する賠償責任

(2) 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造・販売もしくは配布した生産物または行った作業の結果に起因して負担する賠償責任

第 3 条 当会社が、保険金を支払ったときは、総保険金額から、その支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する総保険金額とする。

第 4 条 この特別約款に規定していない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用する。

生産物特別約款追加特約条項

第 1 条 同一の原因から発生した一連の事故は、発生時間または発生場所が異なる場合であっても、一事故とみなす。

第 2 条 生産物特別約款第 1 条に規定する事故が発生した場合は、被保険者は、当

該事故の発生原因と同種または類似の原因から生ずる事故の発生を防止するため、遅滞なく、生産物の回収・検査・修理・交換等適切な措置（以下単に「措置」という。）を講じなければならない。

- 2 被保険者が、正当な理由なくして、前項に規定する措置を怠ったときは、当会社は、当該措置を講じなかったことによる損害をてん補する責めに任じない。

第 3 条 当会社は前条第 1 項に規定する措置を講じたことによって被保険者が要した費用およびこれらの措置によって被保険者が被る損害をてん補する責めに任じない。

第 4 条 当会社がてん補する損害は、賠償責任保険普通保険約款第 1 条および生産物特別約款第 1 条の規定にかかわらず、日本国内における事故（以下「国内事故」という。）による他人の身体の障害または財物の損壊に起因する損害に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、国内事故に係る訴訟が日本国以外の裁判所に提起された場合は、当会社は一切てん補する責めに任じない。

保 管 者 特 別 約 款

第 1 条 当社は、偶発的な事故により被保険者が占有・使用または管理する保険証券記載の保管物（以下「保管物」という。）が下記各号の期間に損壊・紛失もしくは盗取（詐取を含む。以下同じ。）されたことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害をてん補する責めに任ずる。

(1) 保管物が保険証券記載の保管施設内で占有・使用もしくは管理されている期間

(2) 保管物が保険証券記載の目的に従って、保管施設外で占有・使用もしくは管理されている期間

第 2 条 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）第 1 条および第 4 条第 2 号の規定は、この特別約款には適用しない。

第 3 条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が、下記各号によってこうむる損害を、てん補する責めに任じない。

(1) 保険契約者・被保険者・被保険者の代理人もしくは使用人が行い、または加担した保管物の盗取に起因して負担する賠償責任

(2) 被保険者の使用人が所有または私用する財物の損壊、紛失もしくは盗取に起因して負担する賠償責任

(3) 貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・勲章・き章・稿本・設計書・ひな型・その他これらに類する保管物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因して負担する賠償責任

(4) 保管物のかし・自然の消耗またはその性質による蒸れ・かび・腐敗・変質・変色・さび・汗濡その他類似の事由に起因して負担する賠償責任

(5) 原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した保管物自体の損壊に対して負担する賠償責任

(6) 給排水管・暖冷房装置・冷凍装置・湿度調節装置・消火栓・業務用もしくは家事用器具からの内容物の漏出・いつ出による保管物の損壊に起因して負担する賠償責任

(7) 屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨または雪等に起因する保管物の損壊

に対して負担する賠償責任

(8) 保管物が委託者に引き渡された後に発見された保管物の損壊・紛失もしくは盗取に起因して負担する賠償責任

(9) 被保険者が、委託者の承諾なく保管物を使用しまたは第三者にこれを保管させている間に生じた保管物の損壊・紛失もしくは盗取に起因して負担する賠償責任。ただし、損害の防止軽減のための応急措置による場合を除く。

第 4 条 普通約款第 2 条第 1 項第 1 号により当会社がてん補すべき金額は、被害保管物が保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう価額をこえないものとする。

第 5 条 当会社が保険金を支払ったときは、総保険金額から、その支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する総保険金額とする。

第 6 条 この特別約款に規定していない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用する。

標準営業約款登録店標識



- 備考
1. 標識の中央部のマークの色彩は紫色とする。
 2. 数字はマーク一辺の幅Aを基準とし、その比率を表す。
 3. Rは半径とする。

標準営業約款登録業務に係る実施基準

1 登 録

(1) 登録の申出

標準営業約款（以下「約款」という。）に従って営業を行おうとする者は、営業所ごとに、その所在する都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に登録の申出を行うものとする。

登録申請書の様式、添付書類その他登録の申出に必要な事項は、業種ごとに別途これを定める。

(2) 受付け

登録の申出を受けた都道府県指導センターは、業種別に受付簿を備え、受付番号、受付年月日、氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(3) 調 査

都道府県指導センターは、登録申請書及び添付書類による書類調査のほか、特に必要と認めたときは、当該職員に、申出者の施設その他の物件又は営業の実施状況の实地調査を行わせることができる。

ア 实地調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求あるときは、これを提示しなければならない

イ 实地調査は、原則として登録申請受理後1ヶ月以内に終了するものとする

ウ 調査員は、实地調査の結果を速やかに報告書に取りまとめ、理事長に報告するものとする

(4) 登 録

ア 都道府県指導センターは、業種別に登録簿を備え、登録申請書及び添付書類（实地調査を行った場合は、その報告書を含む。）により登録すると決定した者に係る次に掲げる事項を登録するものとする

① 登録年月日及び登録番号

② 氏名又は名称及び住所

③ 営業所の名称及び所在地

④ 約款に従って営業の開始予定日

イ 登録を受けた者（以下「登録営業者」という。）には、その旨を通知する

とともに、有効期限を付した当該標準営業約款に係る標識（以下単に「標識」という。）及び提供する役務又は商品に関する事項の要旨の揭示板（以下「要旨揭示板」という。）を交付するものとする

標識及び要旨揭示板については、実費を徴収するものとする

ウ 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を得て定める登録手数料を徴収するものとする

再登録時も同様とする

2 変更の届出等

(1) 登録営業者は、1の(4)のアの②から④までに掲げる事項、その他登録申請書又は添付書類に記載した事項に変更があったとき又は当該登録に係る営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を都道府県指導センターに届け出るものとする。

変更又は営業廃止の届出書の様式その他変更又は営業廃止の届出に必要な事項は、業種ごとに別途これを定める。

(2) 都道府県指導センターは届出の内容に従って、登録簿の登録事項を変更し、又は登録の抹消を行うものとする。

3 登録の取消し

(1) 都道府県指導センターは、登録営業者が次の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

ア 標識又は要旨揭示板の掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき

イ 標準営業約款に従って営業を行っていないとき

ウ 営業に関して不正な行為をしたとき

(2) 都道府県指導センターは、登録の取消しを行うに当たっては、当該登録営業者に理事会の席上意見を述べる機会を与えなければならない。

4 標識等の取外し

登録営業者が営業を廃止する旨の届出を行い、若しくは登録を取り消された場合又は登録の有効期間が経過した場合において標識又は要旨揭示板を取り外さないときは、都道府県指導センターは、当該営業所に係る標識又は要旨揭示板を取り外すことができる。

5 実施状況の報告

都道府県指導センターは、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、登録に係る事業の実施の状況について全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に報告するものとする。

6 中央審査委員会

ア 全国指導センターに中央審査委員会を置き、都道府県指導センターにおける登録及びその取消しに関し生じた紛争について審査する

イ 登録又はその取消しに関する都道府県指導センターの決定に異議のある者は、都道府県指導センターの決定が行われてから1ヶ月以内に、書面で、中央審査委員会に審査を求めることができる

ウ 中央審査委員会は、原則として、審査の求めを受けてから2ヶ月以内に、審査の申出を行った者及び当該審査の申出に係る都道府県指導センターの意見を聴取した上で裁決を行うものとする

この場合、審査の申出を行った者及び当該申出に係る都道府県指導センターは、裁決に従わなければならない

エ 中央審査委員会は、学識経験のある者、生衛関係営業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者として全国指導センターの理事長が委嘱する委員総数5名以内で組織するものとする

オ その他中央審査委員会に関し必要な事項は、別途これを定める

美容業に関する標準営業約款の 登録業務に係る実施基準細則

1. 登 録

(1) 登録申請書の様式は、別記様式第1のとおりとする。

(2) 登録申請書の添付書類は、次のとおりとする。

ア. 美容業に関する標準営業約款チェックシート

イ. 損害賠償保険等に参加していることを証する書類（写）

(3) 登録の申し出の受付けは随時行い、登録は年2回（2月1日、8月1日）行うものとする。

2. 変更の届出等

(1) 変更届出書の様式は、別記様式第2のとおりとする。

(2) 営業廃止届出書の様式は、別記様式第3のとおりとする。

新規登録用

年 月 日

都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営業所

所在地

電話

(ふりがな)

名称

開設年月日

年 月 日

代表者

住所

(ふりがな)

氏名

印

標準営業約款登録申請書（美容業）

標記の登録を受けたいので、下記書類を添付して申請します

1. 美容業に関する標準営業約款チェックシート
2. 損害賠償保険等に参加していることを証する書類（写）

お預かりしたあなたの情報及び今後のお預かりするあなたの情報につきましては、標準営業約款登録事務以外では利用いたしません。

ただし、（公財）全国生活衛生営業指導センターでは、ホームページにおいて約款制度の全国的な普及と利用者の利便性の向上を図るため、登録店の情報『店舗名・所在地・電話番号』を公表させていただきます。情報の公開を希望されない方は、該当都道府県生活衛生営業指導センターに申し出てください。

美容業に関する標準営業約款 チェックシート

標準営業約款に登録するためには、「美容業に関する標準営業約款」にもとづく営業が求められます。
現在の取り組み状況について記入してください。

1 必須事項：取り組んでいることが約款登録の条件となる事項

取り組んでいるものに✓を記入してください。

1	提供する施術内容（メニュー）及び料金について、利用者が確認できるよう表示している。	
2	施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を利用者に明示している。	
3	店頭販売品（店販品）を扱っている場合、その商品の価格について全て表示している。	
4	従事している美容師について、以下の事項について取り組んでいる。 ① 美容師の氏名の表示 ② 指名料の表示（ある場合に限る）	
5	美容師の氏名については、表示だけでなく名札等により、それぞれの美容師の氏名が分かるように配慮している。	
6	定期的に行政機関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講し、受講証など受講したことがわかるように表示している。 受講年月日： 年 月 日 研修・講習会主催者： 受講修了証： 有 ・ 無	
7	全国生活衛生営業指導センターが別途定める「美容施術処理基準」を遵守している。	
8	お店の過失による万が一の事故の場合、別途定める「美容所事故賠償基準」にもとづき利用者に対して速やかに損害賠償を行う。 また、損害賠償を確実に実施するため、損害賠償保険に加入している。（保険証添付）	

2 努力義務事項：登録の条件ではありませんが、取り組むことが望まれる事項

1	従事する美容師の表示について、上記4のほかに以下について取り組むことが望まれます。 既に取り組んでいる場合は、【 】の中に○を記入して下さい。（全て未実施の場合には④に○を記入し、今後取り組みを進めてください。） 【 】① 美容師の写真の表示 【 】② 当該美容師による仕上り例の表示 【 】③ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴の表示 【 】④ まだ未実施であるが取り組むよう努力する。	
2	地域社会のために、以下の事項について取り組むことが望まれます。 既に取り組んでいる場合は、【 】の中に○を記入してください。（全て未実施の場合には⑨に○を記入し、今後取り組みを進めてください。） 【 】① 店舗のバリアフリー化（段差の解消等） 【 】② 来店が困難な利用者の送迎 【 】③ 来店が困難な利用者の訪問美容サービス 【 】④ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得 【 】⑤ 障がいのある方への対応（車椅子対応、視覚・聴覚・発達障がい等への対応） 【 】⑥ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等） 【 】⑦ 外国人利用者対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフの配置等） 【 】⑧ 地域活動への参加（組合・商店街活動への参加、職業体験、こども 110 番等） 【 】⑨ まだ未実施であるが取り組むよう努力する。	

年 月 日

店舗名

営業者氏名

印

年 月 日

____都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

登録番号
営業所
所在地
(ふりがな)
名称

代表者
所在地
(ふりがな)
氏名

印

標準営業約款登録変更届出書(美容業)

標記のことについて、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変更の内容

年 月 日

都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営 業 所
所 在 地
(ふりがな)
名 称

代 表 者
所 在 地
(ふりがな)
氏 名

印

標準営業約款営業廃止届出書（美容業）

標記のことについて、下記のとおり営業を廃止したので届け出ます。

記

1. 登 録 番 号

2. 営業廃止年月日 年 月 日

登録店マニュアル

【美容業に関する標準営業約款 第1条】

（目的）

第1条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便性を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

【第1条 解説】

- 1 標準営業約款は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）の規定に基づき策定されたものであり、法律に基づく制度です。
- 2 美容業に関する標準営業約款は、美容店における役務内容（提供するサービス）の表示や万が一の事故の場合の損害賠償の実施を確保することにより、利用者の店舗選択の利便性を高め、併せて公衆衛生の向上を目指すことを目的とした制度です。

【美容業に関する標準営業約款 第2条】

（定義）

- 第2条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。
- 2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。
 - 3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。
 - 4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

【第2条 解説】

- 1 標準営業約款の登録（Sマークの取得）をするためには、この約款に従って営業を行うことを約束し、都道府県生活衛生営業指導センターへの申請が必要となります。
- 2 標準営業約款の登録は、「美容所」ごとに行うこととなっているため、複数店舗を登録するには、それぞれのお店について登録の申請が必要になります。
- 3 標準営業約款に登録した場合、この約款に定められた事項を遵守するとともに、適宜、掲示板・ポスター等により利用者に対して表示することが義務付けられています。

【美容業に関する標準営業約款 第3条第1項の(1)】

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1) 施術内容及び料金の表示に関する事項

- ① 営業者は、利用者が安心して利用するため、営業施設において提供する施術内容及び料金を表示するとともに、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を明示するものとする。
- ② 営業者は、店頭販売品（店販品）について全てその価格を表示するものとする。

【第3条第1項の(1) 解説】

1 新たに改正された美容業に関する標準営業約款では、利用者に安心して利用してもらうことを目的に、登録店において提供する施術内容（メニュー）及び料金の表示が義務付けられています。

- (1) 施術内容及び料金の表示は、店頭・店内のどちらでも構いません。「利用者が確認できること」が大切です。
- (2) 施術内容及び料金の表示の方法は、店頭・店内にメニュー料金表を掲示する、メニューブックを用意して来店した利用者がいつでも見るようにしておくなどの方法が考えられます。
- (3) 施術内容により料金に幅がある場合は、最低料金だけでなく最高料金も表示すると利用者の安心感が得られます。また、追加料金が必要なメニューについても料金表にきちんと表示することが求められます。

例： カラー 2,000 円～5,000 円
カット 2,500 円（セミロング＋500 円、ショート＋1,000 円）

2 今回の改正により、美容業に関する標準営業約款登録店では、①施術前にカウンセリングきちんとを行うこと、②また、カウンセリングの際に、利用者にその日の施術内容の確認と料金を明示することが求められます。

また、施術をしながらメニューの追加等がある場合には、追加するメニュー及びその料金を説明し、利用者の了解を得ることが必要です。

《カウンセリングシートのイメージ》

氏名：山田 花子 様	
来店日時：●月●日（▲）15：00	
メニュー内容	金額(円)
カット	2,500
カット追加料金(ショート)	1,000
カラー	3,000
指名料	1,000
合計	7,500

3 今回の改正では、利用者に安心して利用してもらうことを目的に「施術内容及び料金の表示」が義務付けられました。

従って、標準営業約款登録店においては、シャンプーやトリートメント等の店頭販売品についても料金を表示することが求められます。

店頭販売品についてプライスカードやショーカード等により、利用者にあらかじめ価格が分かるようにしておくことがお店の安心感を得ることにつながります。

【美容業に関する標準営業約款 第3条第1項の(2)】

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(2) 美容師の表示に関する事項

- ① 営業者は、利用者の希望に対応するため、施術する美容師について以下の事項を表示するものとする。
 - 1) 必須事項
 - ア 氏名
 - イ 指名料（ある場合に限る。）
 - 2) 努力義務事項
 - ア 美容師の写真
 - イ 当該美容師による仕上り例
 - ウ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴
- ② 営業者は前①の表示を行うとともに施術する美容師について、名札等によりそれぞれの美容師の氏名が分かるように配慮するものとする。

【第3条第1項の(2) 解説】

- 1 今回の改正により、標準営業約款登録店においては、施術する美容師について以下の事項を表示することにより、利用者の安心・ニーズに対応していくことが求められます。

なお、指名料については、利用者とのトラブルのあることを踏まえ表示することとしました。

【必須事項】・・・必ず実施しなければならない事項

- ① 美容師の氏名
- ② 当該美容師の指名料（ある場合に限る。）

- 2 また、次の事項についての表示は努力義務事項ですが、自店の独自性・特徴をアピールすることもできるので、利用者の目線に立って積極的に対応するよう心がけましょう。

【努力義務事項】・・・登録に当たって必須ではないが、取り組むことが望まれる事項

- ① 美容師の写真
- ② 当該美容師による仕上り例（当該美容師が施術したカット、セット、カラー等の仕上り例）
- ③ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴

- 3 なお、美容師の氏名を表示するとともに、それぞれの美容師に名札等を準備し、施術する美容師の氏名が確認できるようにする必要があります。

名札等が施術の妨げになるような場合には、美容師の名刺を作成し施術前のカウンセリング時に利用者に渡す、美容台に施術担当美容師名を記載したネームプレートを立てる等、利用者が施術している美容師の氏名を確認できるようにしてください。

【美容業に関する標準営業約款 第3条第1項の(3)】

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(3) 衛生水準の確保に関する事項

営業者は、営業施設の衛生水準の確保のため、定期的に行政機関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講するとともに、受講した旨を表示するものとする。

【第3条第1項の(3) 解説】

今回の改正により、標準営業約款登録店は、定期的に行政機関や業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講し、営業施設の衛生水準の確保に努めることが求められています。

従って、登録店においては保健所や業界団体が開催する衛生研修会・講習会を積極的に受講して下さい。

新規登録をするにあたっては、登録申請前3年以内に1回以上の受講実績が必要となります。

なお、新規開業等に併せて約款登録を希望する場合等、登録申請前3年以内の受講が困難な場合には、申請時点での受講予定が条件となります。詳しくは都道府県生活衛生営業指導センターにご相談ください。

また、再登録申請を行うにあたっては、登録有効期間内（新規登録3年間、再登録5年間）に1回以上の受講実績が必要になります。

受講の際に発行・交付された受講済証や修了証を利用者が確認できるよう、店内に表示することで他店との差別化を図りましょう。

【美容業に関する標準営業約款 第3条第1項の(4)】

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(4) 地域社会に対する取り組みに関する事項

営業者は、顧客満足度をより高めるため、地域社会のために次の事項について積極的に取り組むものとし、取り組んでいる事項について表示するものとする。

ア 店舗のバリアフリー化（段差の解消等）

イ 来店が困難な利用者の送迎

ウ 来店が困難な利用者への訪問美容サービス

エ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得

オ 障がいのある方への対応（車椅子対応、視覚・聴覚・発達障がい等への対応）

カ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等）

キ 外国人対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフの配置等）

ク 地域活動への参加（組合活動・商店街活動への参加、職業体験、こども110番への協力等）

【第3条第1項の(4) 解説】

- 1 今回の改正により、標準営業約款登録店は、高齢の方、障がいのある方、子育て世代の方及び外国人への対応をはじめ、地域社会に対する取り組みについて積極的に取り組んでいくことが求められています。
記載されているアからクまでの事項については努力義務事項ですが、利用者に気持ちよく利用してもらうためにも積極的に取り組むことが望まれます。
- 2 また、取り組んでいるだけでは利用者や地域の人には伝わりません。店頭・店内において利用者が分かるように表示する、店舗ホームページにおいてアピールすることで他店との差別化を図ることが大切です。
- 3 なお、標準営業約款登録店は、美容業に関する標準営業第4条の規定により、施術について登録店の瑕疵により事故があった場合には、賠償義務を履行することを消費者に約束しています。
「来店が困難な利用者の送迎」や「来店が困難な利用者の訪問美容サービス」などを展開するにあたっては自動車保険に加入するなど、現在、契約している損害賠償保険の内容をきちんと確認するなどの対応も必要です。

【美容業に関する標準営業約款 第3条第2項】

（役務の内容の表示の適正化に関する事項）

第3条2 営業者は、前項の事項を遵守するほか、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める美容施術処理基準を遵守するものとする。

【第3条第2項 解説】

標準営業約款登録店は、上記の第3条第1項の(1)～(4)までの事項を遵守するほか、以下の「美容施術処理基準」を遵守することが求められます。

美容業に関する標準営業約款 ー美容施術処理基準ー

1 受 付

持ち物、コート等を預かり保管する。ただし、貴重品はこの限りではない。

2 カルテの作成

- (1) カルテに氏名、住所、日付、温湿度等及び第3項の毛質・頭皮等の状態を記載すること。
- (2) 施術後、カルテに施術結果その他必要事項を記載すること。

3 毛質・頭皮検査等

各施術を行うに当たっては、作業前に吸水毛、撥水毛、硬毛、軟毛等の毛髪の種類、毛髪・頭皮損傷の有無等の必要事項の検査並びに体質、体調及びパーマネントウェーブ、染毛脱色の前歴等の必要事項の聴取を行うこと。

4 施術上の留意点

施術を行うに当たっては、使用用剤が顧客の身体又は衣服に付着して事故を起こさないよう十分な注意を払うこと。

5 衛生管理

- (1) 管理美容師は、毎日従業者の伝染性疾患のり患の有無について確認すること。
- (2) 管理美容師又は美容師は、毎日、美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- (3) 作業場内は、採光、照明及び換気を十分にし、適温、適湿に保持すること。とくに炭酸ガス濃度は、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省衛生局長通知）に規定する値以下であること。
- (4) 作業中、従業者は、清潔な外衣（汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- (5) 従業者は、常につめを短く切り、顧客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (6) 皮膚に接する器具類は、顧客1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、顧客1人ごとに取り替えること。
- (8) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (9) 顧客用のクロス、ケープ類は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、顧客1人ごとに清掃すること。
- (12) 皮膚疾患のある顧客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- (13) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、使用説明書をよく読み、安全衛生に十分留意して適正に使用すること。
- (14) その他美容師法施行規則（昭和32年11月5日厚生省令第43号）及び各都道府県美容師法施行細則に規定する事項を遵守すること。

6 施術の仕上がり

仕上がったヘア・スタイル等を顧客に見せること。

7 従業者の健康診断

従業者には、1年1回の健康診断を必ず受けさせること。

【美容業に関する標準営業約款 第4条】

（損害賠償の実施の確保に関する事項）

第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。

2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。

3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

【第4条 解説】

1 標準営業約款登録店は、営業者の過失により事故が発生した場合、全国指導センターが別途定める「美容所事故賠償基準」に基づいて利用者に対して損害賠償を速やかに行うことが求められます。

2 また、標準営業約款登録店は、上記1の事故賠償の履行を担保するため、損害賠償保険に参加することが必要となります。損害賠償保険は営業者の責任で加入することとなっており、以下の条件を満たす保険の加入が必要です。（組合の共済保険であっても以下の条件を満たす内容であれば登録できます。）

(1) 業務や施設に起因して発生した事故の場合の補償限度額

① 対人補償	1名につき最高	5,000万円
	1事故あたり最高	1億円
② 対物補償	1事故あたり最高	300万円

上記事故のうち生産物特別約款に該当する場合の顔面や頭部のかぶれ等、業務の結果として後日発生した事故の場合

① 対人補償	1名につき最高	5,000万円
	1事故あたり最高	1億円
	総補償金額	1億円
② 対物補償	1事故あたり最高	300万円
	総補償金額	500万円

(2) 保管中の品物の盗難、破損、汚損の場合の補償限度額

1事故あたり最高	500万円
補償期間中の総補償金額	500万円

3 標準営業約款登録店においては、万が一の事故の場合、迅速かつ円満な解決を図るため、利用者に対して真摯な姿勢で事故対応を行うことが求められます。

【美容業に関する標準営業約款 第5条】

（標識等の掲示）

第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。

3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

【第5条 解説】

1 標準営業約款登録店は、全国指導センターが生衛法の規定に基づいて定めた標識（Sマーク）を店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示し、利用者から皆さんのお店がSマーク登録店であることが分かるようにすることが大切です。

また、標識には登録の有効期間が表示されており、有効期間を経過する場合には所定の更新手続きを行い、新たな標識を購入して表示する必要があります。

※有効期間：新規登録の場合 3年間

継続登録の場合 5年間

2 また、併せて標準営業約款第3条では、サービス（役務）の提供方法やその表示方法について標準営業約款登録店が実施しなければならないことが規定されていますが、その要旨を記載した掲示板についても標識と同様、利用者が見やすい場所に掲示することにより、Sマーク登録店であることを利用者にPRしていくことが大切です。

【参考 1：標準営業約款標識（S マーク）】



**当サロンは、お客さまの安全・安心を目的とする
厚生労働大臣認可の マーク登録店です。**

- I 当サロンは、お客さまに安心してご利用いただくため、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を明示することを約束します。
- II 当サロンは、お客さまのご希望にお応えするため、美容師の氏名、指名料(ある場合)等を表示することを約束します。
- III 当サロンは、定期的に公共団体や業界団体が主催する衛生講習会を受講し、施設の衛生管理を徹底しています。
- IV 当サロンは、高齢者、障がいのある方、子育て世代等の方にも快適にご利用いただくための配慮や地域社会に対する取り組みを進めています。
- V 当サロンに責任がある事故が発生した場合は、「美容所事故賠償基準」にもとづいて賠償します。また、そのために損害賠償保険に加入しています。

サロン名：

厚生労働大臣認可美容業標準営業約款登録店



厚生労働大臣認可
標準営業約款マーク

このマークの


ついたお店では、
3つのSをお約束します。

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示です。このSマークを店頭に掲げているお店なら、全国どこでも約款に定められた基準以上のサービスが保証されています。みなさまの信頼できるお店選びの大きな目安となります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた保証も受けられます。

Standard (標準) 確かな技術。きめ細かな対応など、お客さまに提供するサービスの種別・内容を明確に表示。その実施をお約束します。

Safety (安全) まかせて安心。万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客さまには速やかに円滑な損害賠償がおこなわれます。

Sanitation (衛生) 美しく清潔に。厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理をおこない、お客さまに気持ちのよいサービスをお約束します。

(公財)全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋6丁目8番2号 全国生衛会館2F

☎ 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

ホームページアドレス <http://www.seiei.or.jp>